（あらかじめ抽出及び加工された匿名医療保険等関連情報に係る取扱等）

第五条の九の二　（略）

２　提供申出者が、厚生労働大臣が整備するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムを用いた方法により、匿名医療保険等関連情報の提供を受けようとする場合における第五条の五及び第五条の七の規定の適用については、同条第一項第八号中「並びに保管場所（日本国内に限る。）及び」とあるのは「及び」と、同項第十二号へ及び第五条の七第一項第一号ニ中「第五条の九」とあるのは「第五条の九（第三号ニを除く。）」とし、前条第三号ニの規定は、適用しない。

（手数料に関する手続）

第五条の十　（略）

２　厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者から第五条の五第七項の変更に係る申出がなされた場合又は同条第一項第十二号ニの成果物を公表する前に当該成果物の内容の確認を求められた場合において、通常要すると見込まれる費用として前項の規定により通知した手数料の額を上回る費用が生じたときは、当該匿名医療保険等関連情報利用者に対し、当該匿名医療保険等関連情報利用者が納付すべき手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

３　前二項の通知を受けた匿名医療保険等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第一条第三項の厚生労働省令で定める書面）

第五条の十一　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第一条第三項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一～三　（略）

（あらかじめ抽出及び加工された匿名医療保険等関連情報に係る取扱等）

第五条の九の二　（略）

２　提供申出者が、厚生労働大臣が提供するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムを用いた方法により、匿名医療保険等関連情報の提供を受けようとする場合における第五条の五及び第五条の七の規定の適用については、同条第一項第八号中「並びに保管場所（日本国内に限る。）及び」とあるのは「及び」と、同項第十二号へ及び第五条の七第一項第一号ニ中「第五条の九」とあるのは「第五条の九（第三号ニを除く。）」とし、前条第三号ニの規定は、適用しない。

（手数料に関する手続）

第五条の十　（略）

（新設）

２　前項の通知を受けた匿名医療保険等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第一条第二項の厚生労働省令で定める書面）

第五条の十一　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第一条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一～三　（略）

（令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める業務）

第五条の十二　令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める業務は、匿名医療保険等関連情報を利用して行う業務であって、適正な保健医療サービスの提供に特に資すると厚生労働大臣が認めるものとする。

（新設）

（令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等）

第五条の十三　令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等は、次のとおりとする。

一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

二　国立研究開発法人国立がん研究センター

三　国立研究開発法人国立循環器病研究センター

四　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

五　国立研究開発法人国立国際医療研究センター

六　国立研究開発法人国立成育医療研究センター

七　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

八　国立研究開発法人日本医療研究開発機構

九　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

十　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

十一　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学を設置するものに限る。）

十二　独立行政法人国立病院機構

十三　独立行政法人医薬品医療機器総合機構